平成２８年（フ）第３３７号
大阪府箕面市箕面７丁目３番３号（303号）、前住所兵庫県川西市新田３丁目９番３号　堀之内方
債務者　中野　博士
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５７２号
大阪市住之江区南港中４丁目７番21―319号
債務者　喜多　**龍**巳
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５８５号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号、前住所京都府綴喜郡井手町大字井手小字西垣内10番地
債務者　前田　博孝
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１号
熊本県人吉市蟹作町1245番地　蟹作団地２―２―３
債務者　大山田直子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１３号
山口県岩国市今津町３丁目18番９号、商業登記簿上の本店所在地山口県岩国市今津町３丁目10番７号
破産者　八百新酒類販売株式会社
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２０号
宮城県登米市迫町佐沼字小金丁41番地１
破産者　西尾　　純
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第２２６８号
大阪府豊中市浜２丁目１番24号
破産者　小林登記測量事務所こと　小林　覺成
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７０７号
大阪府東大阪市若江北町３丁目１番43号
破産者　河野　博司
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６７号
横浜市戸塚区矢部町80番地１　エルム201号
破産者　本間　　孝
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０２５号
神奈川県藤沢市片瀬４丁目３番12号　シエル湘南101
破産者　田中　政弘
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４０７号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目４番３―508号
破産者　中村　敏夫
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６６５号
横浜市泉区中田西１丁目５番９―103号
破産者　藤原　正満
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７２１号
横浜市旭区今宿西町404番地の２
破産者　薄　　廣幸
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７２２号
横浜市旭区今宿西町404番地の２
破産者　薄　　正子
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０１号
新潟市西蒲区松野尾3044番地
破産者　佐藤　利男
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３７号
香川県高松市春日町713番地１　フォブール翼201号
破産者　増田　敏之
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係